融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。 一～三　（略） 四　中小企業等経営強化法第十六条第一項の認定を受けている会社 ２～６　（略）	融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。 一～三　（略） 四　中小企業等経営強化法第十条第一項の認定を受けている会社 ２～６　（略）

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○経済産業省令第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和元年七月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令を廃止する省令

計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百六十八号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。